

## II 石狩農業改良普及センターの普及活動方針

石狩の農業は、稲作、畑作、野菜、畜産を中心とする農業が展開され、近年は畑作の拡大と露地野菜を導入した複合経営、さらには農畜産物の直売 活動や体験農園など都市近郊型の「地の利」を活かした特色ある多様な農業が営まれている。

しかし、一方で農家戸数の減少や農業者の高齢化・労働力不足、度重なる自然災害による栽培環境の不安定化など多くの課題を抱えている。そこで、適正輪作、低コスト・省力化栽培技術の導入等による生産力の向上やスマート農業技術の活用による新たな農業を実現することで、次世代につながる農業の確立が重要である。

国内的には、T P P 11等の経済連携協定等の発効に伴うグローバル化の進展、持続可能な開発目標（SDGs）の取組、みどり食料システム戦略等に関心が高まっている。

また、近年の大規模災害、野生鳥獣害、家畜疾病の被害、農業資材・燃料等の高騰が農業の現場に深刻な影響を及ぼし、新型コロナウイルス感染症など新たな脅威による経済活動への影響が懸念されている。加えて、令和3年11月には水田活用の直接支払交付金の条件が厳格化され、経営基盤の再確認、再構築が必要となっている。

このような情勢の中、地域農業の果たす役割は、土地資源を活かして消費者へ安全・安心な農畜産物を安定的に供給するとともに、地域の農地や環境の保全・農村景観の形成、地域経済の活性化など地域社会の維持・発展させることにある。

このため普及センターは、石狩の自然環境や農畜産物の多品目生産など地域資源を有効に活用し、地域の農業振興に向けた提案型普及活動および活動成果の波及をめざし展開する。

また、「第6期北海道農業・農村振興推進計画」を踏まえ、「持続性可能で生産性が高い」「国内外の需要を取り込む」「多様な人材が活躍する」「道民の理解に支えられる」農業・農村の確立を基本に、関係機関・団体と連携し、多様な担い手と人材が輝く力強い石狩地域農業・農村の「めざす姿」の実現に向け活動する。

### 1 普及活動の基本的な展開

#### (1) 持続可能で生産性が高い農業・農村の確立

基盤整備等によるほ場の透排水性改善、レーザーレベラーを活用した水平平均や傾斜均平整地等によるほ場改善、また用途・需要に応じた品種及び地域に適した栽培技術の導入・定着やG A P等による生産・流通現場の技術革新を支援する。さらに、I C Tを活用した省力化や低コスト化などスマート農業の実現に向けた新技術や高度な次世代施設園芸システム、搾乳ロボットの導入等を支援する。また、コスト低減や生産性向上に向けた経営改善を支援し、安全・安心な食料を安定確保するとともに、環境と調和した農業を推進する。

#### ア 生産基盤の強化

##### (ア) ほ場の透排水改善等の基盤整備の推進

##### (イ) I C Tを活用した先端技術の導入

##### (ウ) 気象災害に対応した迅速な情報収集と技術情報の提供

#### イ 安全・安心な食料安定生産の確保

##### (ア) 多様な需要に応える水稻品種の普及と良質米の安定生産

##### (イ) 水稻の疎植、密苗、稚苗、直播など低コスト栽培技術の普及

##### (エ) 畑作物の適正な栽培管理・適期作業の実施による品質向上と安定生産

##### (オ) 石狩型輪作体系の確立

##### (カ) 既存園芸品目の安定生産と市場ニーズ、実需に対応した新規作物の導入

##### (キ) 良質な自給飼料確保に向けた草地の植生改善、子実用とうもろこしの栽培促進

##### (ク) 暑熱対策の徹底による生乳の安定生産と乳質改善の推進

##### (ケ) 高品質な牛肉や素牛の効率的生産する肉牛経営の推進

#### ウ 環境と調和した農業の推進

##### (ア) G A P、YES!clean認証団体やエコファーマー認証や有機農業等への取組支援

##### (イ) 総合的病害虫・雑草管理(IPM)農薬など生産資材の適正使用とトレーサビリティシステムに関する支援

##### (ウ) 口蹄疫や高病原性鳥インフルエンザ、C S F・A S P等の防疫対策の徹底

- (2) 国内外の需要を取り込む農業・農村の確立  
石狩管内は全道人口の約44%が集中する都市近郊型の「地の利」を活かして、数多くの農畜産物直売所が設置されている。地域の拠点としての役割を発揮させるとともに、農畜産物の地域ブランド力の向上と関連産業との連携で地域ぐるみの6次産業化を推進する。

ア 国内外の食市場への販路の拡大

- (ア) 地域の特性を活かしたブランド力の向上  
イ 地域資源を活かした新たな価値の創出  
(イ) 地域農畜産物の高付加価値化の推進  
(1) 農商工連携による地域ぐるみの6次産業化の推進

- (3) 多様な人材が活躍する農業・農村の確立

地域農業を維持するため、多様な担い手の確保や育成に向け、指導農業士農業士会・関係機関と連携し、担い手の受入体制の整備・定着支援や女性農業者が活躍できる場づくり、家族経営を支える地域支援システム整備、法人化、雇用労働力確保等に向け支援する。

ア 農業経営体の安定・発展

- (ア) 認定農業者などに対する経営管理支援  
イ 農業経営を担う人材の確保・定着  
(イ) 新規就農者、後継者の確保・育成・地域定着  
(1) 女性農業者の組織活動と活躍促進に向けた環境づくり  
(ウ) 指導農業士、農業士会の活動支援と担い手育成のための連携  
ウ 地域農業を支える多様な人材・経営体を支える地域農業支援組織の育成・強化  
(ウ) 地域における農業支援システムづくり  
(1) 法人化、地域の雇用労働力確保のためのシステムづくり  
(ウ) 農福連携活動への支援  
エ 快適で安心して暮らせる生活の場づくり  
(エ) 安全で快適な生活環境の整備及び農作業事故防止の啓蒙

- (4) 道民の理解に支えられる農業・農村の確立

歴史や伝統文化を保存・伝承し、農村の価値や魅力を発信するとともに、農村を訪れる人々に地域の食の楽しみ、文化に親しむ機会を提供することで、農業・農村の理解を深めてもらう。また、子どもたちに自然とふれあい、農作業体験等を通じて生命の大切さを知る教育の場としての取り組みを支援する。

ア 都市と農業・農村交流など農村ツーリズム活動の促進

- イ 食育、地域伝承活動等へ支援  
ウ 農業の多面的機能の発揮促進、農業・農村の魅力発信

## 2 普及指導活動について

普及活動にあたっては、本所・支所体制により広域班と地域係との連携を図ることで、限られたマンパワーを最大限に発揮し、地域農業への支援体制を強化する。

- (1) 高度・先進的技術の実証と情報の収集・蓄積・発信

革新的技術や省力技術など高度・先進的技術は、関係機関や先進的な農業者の協力を得て地域適応性や経済性を実証する。また、地域農業づくりに関する情報の拠点として、農業者などが活用できる情報収集蓄積を行い、地域への積極的な提案活動を展開する。

- (2) 普及活動の重点化

重点対象地域を拠点に高度先進技術の実証や改善を行い、持続的な地域農業を展開するためのシステムづくりを推進し、その成果を他の地域にも波及させる。

- (3) 地域の関係機関・団体との連携強化

市町村や農業委員会、JA、地域農業振興センター等と連携し、役割分担を明確にした上で農業振興計画の遂行や地域農業振興に向けて活動する。さらに、本所・支所毎の普及推進協議会や地域農業づくり懇談会において普及事業に対する意見や評価を受け、普及活動を充実させる。また、普及センターに配置する農業革新支援専門員（主任普及指導員）は、本庁技術普及課及び農試技術普及室等と連携し地域課題の解決にあたる。